

佐渡国際トライアスロン大会 記念グッズ制作及び販売業務委託 募集要項

「2018 佐渡国際トライアスロン大会」において記念グッズの展開を図り、当該グッズを活用し、30 回記念大会の認知と開催への理解を高めていただける事業者を募集します。
本業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用するため、公募により委託業者を選定します。

1. 目的

30 回を迎える「佐渡国際トライアスロン大会」において、開催に対する興味関心を高めるとともに理解を深めるため、大会のロゴ等を活用した記念グッズを制作・販売することにより、「30 回記念大会」を広く PR することを目的とします。

2. 業務名

佐渡国際トライアスロン大会 記念大会グッズ制作及び販売業務

3. 業務内容

別添「2018 佐渡国際トライアスロン大会 記念大会グッズ制作及び販売業務委託仕様書」のとおり

4. 参加資格要件

参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる能力を有する法人であり、以下の条件を満たす者であること。

- (1) 現に島内で物品販売店舗を営業している法人、または、過去において営業実績を有する法人で、良好な営業経験を有すること。
- (2) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (5) 国内のいずれかの自治体から暴力団等排除措置等による入札除外措置を受けていないこと。

5. 応募書類の受付

(1) 受付期間

平成 30 年 7 月 23 日（月）午前 9 時から平成 30 年 7 月 31 日（火）正午まで

(2) 応募書類

- ア. 申込書（別紙）
- イ. 企画提案書 2 部（任意書式）
- ウ. 誓約書（様式 1）

(3) 応募方法

参加を希望する者は、必要書類を持参又は郵送により提出してください。なお、持参による場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとします。ただし、郵送・持参いずれの場合も、最終受付日 7 月 31 日（火）の正午必着とします。

(4) 応募書類の送付先

一般財団法人 佐渡市スポーツ協会
〒952-0312
新潟県佐渡市吉岡 1675 佐渡スポーツハウス内
TEL:0259-67-7510 FAX:0259-55-4035

6. 企画提案書の記載内容

企画書には下記に掲げる内容を記載することとします。

- (1) 製造販売を希望する商品の品名（Tシャツ、タオル等）・価格・仕様（イメージ図等も添付すること）
- (2) 販売方法
- (3) その他提案事項

7. 費用の負担

企画提案書作成ならびに応募に要する費用は全て企画書提出業者の負担とします。

8. 審査方法（書面審査）

提出された企画書に基づき、「記念大会グッズ制作及び販売業者選定委員会」において書面審査を実施します。

- ア. 実施日 平成 30 年 8 月 6 日（月）予定
- イ. 場所 佐渡スポーツハウス内
- ウ. 書面審査は次の審査項目及び配点（合計 50 点）により行います。なお、各委員の評価点の平均が満点の 5 割以上の企画書提出業者の中から、最も優れていると判断される業者 1 者を委託業者に選定します。

	審査項目	
1.	記念グッズの企画・制作において、話題性やPR効果が見込めるか。	10点
2.	グッズの種類、デザインが消費者に受け入れられるものとなっているか。	10点
3.	グッズ販売による収益性が見込めるか。また、適正なロイヤリティ（実行委員会への売上納付金）が設定されているか。	10点
4.	ショップ経営など本事業に類する事業で良好な実績を有しており、その経験等を十分に活かすことが期待できるか。	5点
5.	提案内容等の商品について、十分な実行可能性が認められるか。	5点

9. 選定結果について

選定結果については平成30年8月8日（水）までに企画書提出業者に通知します。なお、選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けません。

10. 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と佐渡トライアスロン事務局：一般財団法人佐渡市スポーツ協会（以下、「事務局」という。）との間で協議を行い、契約を締結します。なお、契約が不調に終わった場合には、次点の者と交渉することとします。
- (2) 採択された提案については、採択後に事務局と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

11. その他特記事項

- (1) 受託者が大会記念グッズの販売により第三者に対して損害や損失を与えた場合、その他事故を起こした場合、実行委員会および事務局は損害賠償や損害補償その他法律上の責任を一切負わないものとします。
- (2) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権等その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ません。但し、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、事務局と協議の上、一部の業務を委託することができます。
- (4) 受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (5) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。